

2026年 2月

お客さま各位

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当金庫では、貸金庫規定及び自動貸金庫規定を下記のとおり改定しますので、ご案内申し上げます。

## 記

### 1. 改定日

2026年4月1日（水）

### 2. 改定する規定

- （1）貸金庫規定
- （2）自動貸金庫規定

### 3. 改定内容

新旧対照表に記載のとおりです。

### 4. その他

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

貸金庫規定 新旧対照表 (2026年4月1日改定)

新	旧
<p>9. (印鑑照合等)</p> <p>貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑等と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章もしくは使用料引落口座の届出の印章(借主と同名義の場合に限ります)を持参し、当金庫所定の手続をしたうへ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章等を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。</p>	<p>9. (印鑑照合等)</p> <p>貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑(追加)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章(追加)を持参し、当金庫所定の手続をしたうへ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章(追加)を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。</p>

自動貸金庫規定 新旧対照表 (2026年4月1日改定)

新	旧
<p>11. (暗証照合、印鑑照合等)</p> <p style="text-align: center;">—中略—</p> <p>(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印章等と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、契約日からカード交付日までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開庫依頼書についても同様とします。</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章もしくは使用料引落口座の届出の印章(借主と同名義の場合に限ります)を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章等を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。</p>	<p>11. (暗証照合、印鑑照合等)</p> <p style="text-align: center;">—中略—</p> <p>(2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印章(追加)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、契約日からカード交付日までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開庫依頼書についても同様とします。</p> <p>14. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章(追加)を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章(追加)を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。</p>